

第三十八回国会 大蔵委員會議録 第二十五号

昭和三十六年四月五日(水曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君
理事 伊藤 五郎君 理事 鴨田 宗一君
理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君
理事 有馬 輝武君 理事 岡田 忠次郎君
理事 堀 昌雄君

岡田 修一君 金子 一平君
川村 善八郎君 田澤 吉郎君
高田 富興君 竹下 登君
藤井 勝志君 米山 恒治君
佐藤 觀次郎君 広瀬 秀吉君
藤原 豊次郎君 武藤 山治君

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君
大蔵事務官 谷村 裕君
大蔵事務官 (主計局次長) 裕君
大蔵事務官 (主計局法規課) 上林 英男君
厚生事務官 小山 進次郎君
(年金局長)
委員外の出席者
農林技官 植杉 哲夫君
(林野庁業務部長) 長
専門員 坂井 光三君

三月三十一日

委員 藤井勝志君及び川村善八郎君辞任につき、その補欠として綱島正興君及び館林三喜男君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 館林三喜男君及び綱島正興君辞任につき、その補欠として川村善八郎君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

郎君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

四月四日

委員 天野公義君及び川村善八郎君辞任につき、その補欠として久保田藤麿君及び金子岩三君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 金子岩三君辞任につき、その補欠として川村善八郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日五日

理事 山中貞則君同日理事辞任につき、その補欠として伊藤五郎君が理事に当選した。

本日の會議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任の件
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)
國民年金特別会計法案(内閣提出第九五五号)

○足立委員長 これより會議を開きます。

○堀委員 國民年金特別会計法案につ

り扱いの問題を少し承っておきたいと思ひます。

現在、無拠出年金といふのは、福祉年金につきましても所得制限が行なわれておるやうであります。この所得制限を認定する取り扱い、現在年取十三万円、学齢児童一人当たり一万五千円の加算をしたものを所得制限として考へるやうになつておるやうでありますが、そういうものの認定の仕方はどういふことになつておるのか、お聞きしたい。

○小山(進)政府委員 所得制限の認定の方法は市町村の税法上の調べをもとにして行なうことになつておりまして、御承知の通り、本人の所得が十三万円以上ある場合に支給停止を受けるという事になつております。やり方といたしましては、現在市町村民税を免除されてゐる人は、いずれもこれは十三万円に満たない人でありまして、当然これらの人々は所得制限が関係ないといふ扱いを、まず第一に認定するわけでありまして、問題は、お年寄りとか、未亡人とか、あるいは非常に重度の身体障害者で市町村民税を納めてゐるきつめて限られた人々の所得をどういふふうな把握するかという、比較的しぼられた問題になるわけでございます。これにつきましても、今までのところ、本人の申告をもとにいたしまして、市町村が持つてゐる税法上の帳簿と対照して取り扱ひをいたしてありますが、まず本人の申告で信頼できなかったというものは、この問題に關する限りほとんどないといふやうな実情になつておるやうであります。

○堀委員 そこで、今の所得制限と關連してゐる問題であります。全部支給と一部支給停止と全部支給停止と、こういうケースがあるわけですが、公的年金の受給のための一部停止といふのは非常に簡単だと思ひます。配偶者が公的年金受給のためといふのも、われわれ理由としてわかるのですが、一番多いのは、配偶者が老齢福祉年金受給のために一部停止になるといふものが非常に多いわけですが、これはもちろん片一方が年金受給になるときに私は問題が出てくると思ふのです。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕
最近皆さんの方がたしか法律改正をされて法律改正案が出ておるのですが、死亡者のこの福祉年金につきましても、その給付がおくれているために、当然受け取るべき者が死亡して受けられなくなつた、あとのものはこれを家族に給付するといふやうな取り扱いが、これは改正案で出ておつたと思ふのですが、私はそれ自体非常にいい取り扱ひだと思ふのです。そういうものと比べて、配偶者が老齢年金を、片一方を受けるとたんに片一方は停止になる。どちらがどう停止になるのかがよくわかりませんが、そこらのところは一体どういふふうになつておるのか。本来ならば、今非常に少額の年金でありますから、こういうものについて、配偶者がもらつても、その他の

公的年金の場合には金額その他が変化がありましようけれども、福祉年金については、もう低額のものではあるし、年令も七十才をこえるといふやうなきつめて老齢な方の場合であるのに、これを停止するといふのは、ケースから見ても相当件数が多いことでもありますし、少しいかがと思ひますが、こういう問題については今後の改正等について何か配慮される意志があるのかどうか。

○小山(進)政府委員 ただいま仰せの点については、実は私も相当問題があるといふ気持ちで申上げております。この問題の起こりを申し上げますと、この制度の基本を社会保障制度審議會で御討議になつておりますときに、これは私や意外な感じを當時から持つておつたのであります。夫婦がともに年金を受ける場合には、夫婦がともに年金を受ける場合には、いずれも若干減額をするといふ考え方で答申が貰かれておつたのであります。そういう答申を受けまして、政府が立案いたしました場合も、福祉年金については、夫婦ともに福祉年金を受ける場合は四分の一ずつ減額をする、こういうことでやつてゐるわけでありまして、これには確かに一つの根拠はございませうけれども、おっしゃるやうに、金額も多しさを感ぜてゐるお年寄りは決して少なくないわけでありまして、いふにせよ、将来財政の状況とにらみ合せて逐次改善されていくべき項目の中に

は、いつかは登場してくべき性質のものだ、かように考えておりますが、まだまだ改善をしなければならぬ順位のものがございまして、ややおくれるというふうな順序になるだろうと思っております。

○堀委員 次に、この四月一日から行なわれる拠出年金の問題であります。

この拠出年金の減免の取り扱いの問題については、年金法自体には金額その他は明示されていないように思いますが、今後の取り扱い、大体もうすでに四月一日から行なわれておると思ひますが、どうなるのか。その所得の認定の仕方は、今度は十三万円というところがちょうどさつきおっしゃったような一つの線に引っかけますから、比較的簡単な処理ができる余地があると思うのですが、その所得認定をどうするかというところをちょっと伺っておきたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 ただいま仰せの免除の線をどこに引くかという問題は、制度を作りますときから非常に議論のあった問題でございますが、堅持をいたしましては、大体現在の市町村民税の均等割を納めている線と所得割を納めている線とのほぼ中間に近い程度に位置するところに線を引きたい、こういう考え方で取りかかったものであります。先生よく御存じの通り、日本で一番低い所得の線としては生活保護の線があるわけでありまして、やや上に均等割だけを納めているという線があるわけでありまして、この二つはいずれも制度上に確定した一つの慣行ができておりますけれども、その上に線を引くというのが容易ならぬむずかしい問題であるわけでありまして、そうかと

いって、生活保護のミーンズ・テストのように、個人の私生活の内容にまで一々立ち入って調べた上で免除と不免除をきめるといふやり方は、年金法の扱いの上では避けたい。何か外形的な一つの資料というものをつかまえて、それによって結果的には妥当な結論に落ちつくことにしたい。大体資料としては六つぐらいの指標をとらえまして、それを総合判定をしてやっいていく、もっぱら外見の指標をもとにして判定をしていく、こういうことで、二年近く調査研究を続けまして、それに基づいた結論を昨年の五月に出しまして、六月に通達をいたしましたのであります。

内容をよく大まかに申しますと、五人世帯で大体二十万以下程度の所得であるならば、実情を考慮して免除をしていくという、かなりゆとりのある線になっております。ただし、この二十万以下の場合でも、ゆとりが若干ある層とない層がありまして、その下にう一つ線を引きますので、およそ十六万五千前後くらいのものでございまして、調査の結果達した線でございますが、その線以下の人々の場合には、申請があった場合にはば無条件で免除をしていく。従って、堅持から言いますならば、届出に近い感覚で扱う線としてこれを考えていく。それから、その線と二十万以下のものについては、内容をやや吟味してその上で取り扱いをきめる、こういうことになっているわけでありまして、その場合のものとになります。所得とか、あるいは病人があるとか、なるとか、いろいろなファクターを入れておりますが、そういうものは、すべて本人の申請に基づいて、これを市

町村が一応持っている現行帳簿その他をもとにして確認をして、それをもとにした上で取り扱いの結論を出す、かような扱いにしているものであります。最近特に私ども注意をして指示をしておりますのは、ややこの扱いがむずかしいために厳に流れ過ぎては困る、やはり初期の段階においては、特にゆとりを持った運用をして実情に合うようにしていきたい、こういう考え方を徹底させます意味において、たとえば失業対策の労働者であつて登録を受けている者でありますとか、あるいは農家でも耕地面積がある程度以下であるというふうな、まず外見的な一つの指標から見て九割程度の割合が免除該当だと思はれるときは、むしろそういう層は免除にはなるんだという気持ちで扱っていくべきだというふうな扱いを徹底させることとか、あるいはもう一つ国民健康保険税と競合することによつて、たまたま今申し上げたラインからいいますとやや上回るものであつても、実際上は苦しいんだという場合が、場合によつてはあり得るわけでありまして、そういう場合には免除をするようにこれを徹底させていく、こういう事情でございます。

○堀委員 実は私は本年度の予算委員会では日本の所得階層の分析を少し論議いたしましたけれども、今おっしゃったような二十万以下所得の世帯といふものは、あなたの方の推計によると一体どのくらいなのか。これは日本の所得統計自体が非常にむずかしいわけですが、いざいざいろいろな差をもつて出ているわけですから、厚生行政基礎調査の国保加入世帯の中で見れば、国民年金の加入者の場合は一番いいだろう

うと思うのですが、そうしますと、今おっしゃったのとびしと合いませんが、月に一万五千円以下というところが昭和三十四年の厚生行政基礎調査で五四・九割あるわけですから、約六〇％というものは国民年金を支払わなくてもいいというふうなものが、皆さうじゃないかと私は思うのですが、皆さん方は今の非常なラフなきめ方——五人世帯で二十万以下くらいならば大体やりたい、厳密には十六万五千円以下は申請があつたら無条件にやりたい。十六万五千円と申しますと、一万五千円の月収なら十八万円でありまして、ほほこれより少し下回るところだと思ふのですが、一体どのくらい免除が出るかと予想されておるのでしょうか。その土台になる所得統計は一体何をを用いておられるのか。

○小山(進)政府委員 これは国民年金の被保険者になるものについて、どのくらい出るであらうかというところで検討したものでございまして、それに沿ひまして一応私どもが推計いたしておりますところでは、農業世帯については極限の場合三三〇程度、非農業世帯では三三〇程度、雇業者世帯では三三〇程度、大体三割をややこえるというくらいのものでございまして、うまい推計をしております。人数に直しまして大体七百三、四十万見当、こういうことでございまして。

みますと、実務上第一線の連中を、われわれが考えている以上に、免除の扱いを厳格にしようとする方向に追い込む危険を感じておりますので、若干今プレートをかけて努めて弾力的に弾力的にというふうにしておりまして関係上、ああいう申し上げ方をしたわけでありまして。

○堀委員 今度の予算措置で行なわれておりますものも目安としてでありまして、問題は今後の問題になると思ひますが、実は母子福祉年金の推計を最初しておられたのが、実際にこれが実施されてみると、予想の約半分くらいしか母子福祉年金は出なかつたという過去の経緯があるわけですが、予想したものの半分というところは予算措置としてはいいわけですが、今度の所得制の減免の基準の引き方が、地方自治体なりいろいろ地域で相当なアンバランスが生じてくる可能性のある問題ではないかと思ふのです。今度の国民年金実施上の一番大きな問題点の出ているところだと思つておられるわけですか。ある地域では当然減免になっておる人が、ほとんど同じ水準で片方では保険料を取られる。そうすると、これは段階的な取り扱いにはありませんから、オール・オア・ナッシングになるわけですね。片一方では、ほとんど減免といふのは段階的ではないと思ひますから、全部取らなくていい、片一方は全部取るということで、ここに非常に不公平な取り扱いが起る可能性があると思ひます。それをあとでチェックするといふことは、何か点検する方法その他については考えておられるのかどうか、承つておきたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 先生がおっしゃるように、この免除の問題をあまりに機械的にやりますと、おっしゃったようになる可能性が十分あり得るのであります。また、かりに名目上非常に公平にいくといたしましても、実際は、この議論の外に、東京で使う何万円と地方で使う何万円との、やはり生活に對して持つ意味というものを一応捨象して、残っている一つの大い問題が残っておるわけでありまして、ただそれを入れるということはまたいろいろな面からできかねるというのでやっています。そういうふうな意味合いにおきまして、私どもも先生と同じような問題を感じて扱っておりますので、その結果、先ほど来申し上げたように、この線というものは狭い線じゃなくて幅のある線にしておくという事で、その幅の範囲内で実情に応じて弾力的に扱っていくという事によって無理のないようにしよう、こういうわけでございます。従つて、實際の場合におきましては、先ほどくどくどなるので申し上げませんが、一年間全部の保険料の免除はしないけれども、当人の事情を聞いた上で、それでは一つ半年分だけ免除という事でやろうじゃないかというふうなこともやるという原則を確立して扱う、これもいたしておきます。そういうふうなことにいたしまして、努めてこれは実情に合うようにして参る考えでございます。

○堀委員 時間がありませんので、あと簡単に伺います。この法律の十七条であります、「この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。」これはまあその通りですが、この支払義務が生じた歳出金で、實際に支払われるまでは大体どのくらい期間を予想しておられるのか。この場合には、年度内でそれから三月三十一日に発生したものが五月三十一日をこえても支払われない、二カ月以上もそういうものはかかるという事になっておるようですが、大体はこれはどのくらいを予想しておられるのか。

○上林政府委員 ただいま御指摘ございました十七条の規定は、支払い義務が当該年度に発生いたしましたものは、その履行のために翌年度中は支払ひすることができず、繰り越して支払ひすることができるとなっております。現実にはたとえ三十五年度に支払い義務が生じたものをいつ取りに来るかという問題でございますが、この十七条の規定は、今申しましたような一般の会計法でございます、いわゆる事故繰り越しというものではないです。

○堀委員 財政法で見ますと、特別会計ではその年度の繰り越しについては割に一般会計のようなきびしきがないようでございますけれども、当然この支払い義務が生じた歳出金というものは何らかのことで通知をされて——今おっしゃるように本人が取りに来ないという場合は私仕方がないと思うのですけれども、これは、厚生省の方としては、そういう支払いをしなればならぬものについての取り扱いは、大体どういう形で取り扱ひをして受けるようにされるか。二カ月たつてもまだ本人が受け取らない分は別ですが、そういうものは相当あると予想されてお

るのか。今の福祉年金の支払い状態等について見ると、どうでしょうか。

○小山(進)政府委員 ほとんど大部分は先生のおっしゃるようには支払い時期のその月に受け取りに参つておるようであります。ごくわずかではあります。が、やはり毎月づつづつと——今までの実績から申しますと、支払日の属する月でございますと、大体九十億強程度の金が支払われているようでござい

もおくれているといったようなことはないように考えております。

○堀委員 最後にもう一つだけ……「督促及び滞納処分」のところを見ますと、そういうことはめつたにされないのではありませんか、納期限をつけた分については、徴収金額について日歩六銭も取ることになっておりますね。税金でも今たしか三銭何厘、四銭を割っているのじゃないかと思うのですが、本法の方でどうして六銭も取るということになっておるのでしょうか。金額も五百円まではいいとありますが、ほかのものは千円まで、この点については非常にきびしくなっておりますが、本法は一体どうしてこういうことになっておるのでしょうか。

と思ひますが、特別積立金について今後一般会計に毎年どの程度を繰り入れようとしておられるのか、それから最近四、五年における利益金の額についてこの際お聞かせおきを願ひたいと思ひます。

○植杉説明員 林政協力のために一般会計を通じて出しておる経理というものは、造林融資に充てるために農林漁業金融公庫に出資しますものが十一億でございます。それと、今回法律改訂を御審議願つております水源造林のための公団に移管します公園造林のための出資というものがございまして、それが両者で二十三億程度というものがこの当分繰くということになると思ふのであります。ただ、この水源林造成につきましては、事業分量の増大に伴ひまして若干ふえて参るといふようなことが考えられ得るわけでございます。

○堀委員 今のところなのですが、取りに来なかつたときのお金は別に利子がついたり何かしないのでしょうか。そのままになっているのではないですかね。ですから、一つその点については、取りに来て預金をするなり何かをしなれば、置いておけばそれだけだということには注意を喚起してやる必要があるのではないかと思うのです。が、そういうことはされていらないでしょうか。

○小山(進)政府委員 これは社会保険のほかに例にならぬようにこういうふうなきめてあるわけでございます。ただ、實際の問題といたしましては、このようなきちないところを持つていかないで問題を解決することにいたしたいと思つております。

それから、この特別会計におきまして最近年度の利益でございますが、これは三十五年度におきましてはまだ完全ではございませんが、大体四十四億四千万円程度というのを見込んでおります。それから、三十六年度につきましては、大体四十三億というのを見込んでおります。三十四年度におきましては、御承知のように伊勢湾台風がございましたので、決算の損益計算の上におきましては十八億五千円ばかりの赤字になっておりますが、そういうふうな突発事故がなかつたというふうな収益が上がつておる。それを除外してみますと、そういう形になっておるというふうになっております。

○堀委員 時間がありませんから終わります。

○有馬(輝)委員 時間がありませんから、残余の問題についてはまた農林水産委員会でお聞きしたいと思ひます。なお、この前の本委員会でも森林開発公団の事業の問題等についてお伺ひいたしました。その点については、昨日の農林水産委員会でも森林開発公団の理事長から伺ひましたので、概要についてはある程度把握できたように思ひます。

○有馬(輝)委員 三十一年度、三十二

〔参照〕 国民年金特別会計法案（内閣提出第九五号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕